国土専建第５４号
令和２年３月１８日

公益社団法人日本測量協会会長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

測量法施行規則及び
測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件
の改正について

平成 29 年３月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を 20%削減するための基本計画を策定しており、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく測量業者の登録に係る手続きについても簡素化を実施することとされました。

これを受け、今般、測量法施行規則（昭和 24 年建設省令第 16 号）（以下「施行規則」という。）第 13 条及び第 14 条について、書類簡素化のため所要の改正を行うとともに、測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（平成 19 年国土交通省告示第 215 号）についても、施行規則第 14 条第２項の改正を踏まえた所要の改正を行いましたので、別添のとおりお知らせします。貴職におかれては、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

令和２年３月１８日
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

# 測量法施行規則の一部改正について

## １．改正の経緯

平成29年３月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を 20%削減するための基本計画を策定しており、測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量業者の登録に係る手続きについても簡素化を実施することとされております。

これを受け、今般、測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）第13条及び第14条について、書類簡素化のため所要の改正を行いました。

## ２．改正の概要

登録申請者又は測量業者が法人である場合においては、勘定科目を合計した項目を記載した一覧表形式の様式（財務事項一覧表）と、申請者が作成している会社法等に準拠した貸借対照表及び損益計算書の提出を求めることとし、株主資本等変動計算書及び注記表は廃止します。

| 提出書類 | 改正内容 |
|---|---|
| 財務事項一覧表 | 新設 |
| 貸借対照表・損益計算書 | 様式を廃止、申請者が作成している書類を提出 |
| 株主資本等変動計算書・注記表 | 廃止 |

## ３．施行期日及び経過措置

（１） 施行

令和２年４月１日

（２） 経過措置

令和２年３月31日までに決算期の到来した事業年度にかかる書類については、改正前の様式に基づいて作成することができます。

○国土交通省令第十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の三第三号の規定に基づき、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「、株主資本等変動計算書及び注記表」を「及び財務に関する事項を記載した一覧表」に改める。

第十四条第二項中「書類」を「財務に関する事項を記載した一覧表」に改める。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三（第十四条関係）　　（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

# 財務事項一覧表

令和　　年　　月　　日現在

（単位：千円）

| | | |
|---|---|---|
| 貸借対照表 | Ⅰ 資産　合計 | |
| | 流動資産　合計 | |
| | 固定資産　合計 | |
| | 繰延資産　合計 | |
| | Ⅱ 負債　合計 | |
| | 流動負債　合計 | |
| | 固定負債　合計 | |
| | Ⅲ 純資産　合計 | |
| | 株主資本　合計 | |
| | 資本金 | |
| | 評価・換算差額等　合計 | |
| | 新株予約権　合計 | |
| 損益計算書 | Ⅰ 売上高　合計 | |
| | 完成測量高 | |
| | Ⅱ 売上原価　合計 | |
| | 完成測量原価 | |
| | 売上総利益（売上総損失） | |
| | Ⅲ 販売費及び一般管理費　合計 | |
| | 営業利益（営業損失） | |
| | Ⅳ 営業外収益　合計 | |
| | Ⅴ 営業外費用　合計 | |
| | 経常利益（経常損失） | |
| | Ⅵ 特別利益　合計 | |
| | Ⅶ 特別損失　合計 | |
| | 税引前当期純利益（税引前当期純損失） | |
| | 法人税等　合計 | |
| | 当期純利益（当期純損失） | |
| 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 | | |

記載要領

1　財務事項一覧表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産及び損益の状態を判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3．記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。

5　持分会社である場合においては、「株主資本　合計」とあるのは「社員資本　合計」として記載すること。

6　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法は、税抜方式及び税込方式のうち財務事項一覧表の作成に当たって採用したものを記載すること。

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

# 完成測量原価報告書

自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

（会社名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 千円 |
| Ⅰ | 人件費 | | |
| | 給料手当 | ××× | |
| | 退職金 | ××× | |
| | 法定福利費 | ××× | |
| | 通勤費 | ××× | |
| | 雑　給 | ××× | |
| | 人件費計 | | ×××× |
| Ⅱ | 外注費 | | |
| | 測量外注費 | ××× | |
| | 外注加工費 | ××× | |
| | 外注費計 | | ×××× |
| Ⅲ | 材料費 | | ×××× |
| Ⅳ | 経　費 | | |
| | 福利厚生費 | ××× | |
| | 旅費交通費 | ××× | |
| | 機械等経費 | ××× | |
| | 車両費 | ××× | |
| | 通信運搬費 | ××× | |
| | 消耗品費 | ××× | |
| | 備品費 | ××× | |
| | 図書費 | ××× | |
| | 地代家賃 | ××× | |
| | 水道光熱費 | ××× | |
| | 修繕維持費 | ××× | |
| | 保険料 | ××× | |
| | 賃借料 | ××× | |
| | 交際費 | ××× | |
| | 会議費 | ××× | |
| | 租税公課 | ××× | |
| | 運航関係費 | ××× | |
| | 補償費 | ××× | |
| | 減価償却費 | ××× | |
| | 雑　費 | ××× | |
| | 経費計 | | ×××× |

| | |
|---|---|
| 完成測量原価 | ××××× |

記載要領

1　「雑費」に属する費用で経費の総額の10分の１を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第三百七十九号

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）別表第十三財務事項一覧表記載要領２及び完成測量原価報告書記載要領２の規定に基づき、測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（平成十九年国土交通省告示第二百十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）別表第十三財務事項一覧表記載要領２及び完成測量原価報告書記載要領２の規定に基づき、勘定科目の分類を次のように定める。

財務事項一覧表

| 科目 | 摘要 |
| --- | --- |
| ［貸借対照表］ | |
| Ⅲ　純資産 | |

| | |
|---|---|
| 資　　本　　金 | 会社法（平成18年法律第86号）第445条第１項及び第２項、第447条並びに第450条の規定によるもの |
| ［損　益　計　算　書］ | |
| Ⅰ　売　　上　　高 | |
| 完　成　測　量　高 | 工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 |
| Ⅱ　売　上　原　価 | |
| 完　成　測　量　原　価 | 完成測量高として計上したものに対応する測量原価 |
| 売　上　総　利　益 | 売上高から売上原価を控除した額 |

| | |
|---|---|
| （売上総損失） | |
| Ⅲ　販売費及び一般管理費 | |
| 営業利益 | 売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額 |
| （営業損失） | |
| Ⅴ　営業外費用 | |
| 経常利益 | 営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減 |
| （経常損失） | した額 |
| Ⅶ　特別損失 | |
| 税引前当期純利益 | 経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した |
| （税引前当期純損失） | 額 |
| 法人税等　合計 | 次の法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を加減した額 |
| 法人税、住民税及 | 当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び |

| | |
|---|---|
| び事業税<br><br>法人税等調整額税 | 利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額並びに還付税額<br>税効果会計の適用により計上される当該事業年度にかかる法人税、住民税及び事業税の調整額 |
| 当期純利益<br>（当期純損失） | 税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税等　合計を控除した額 |



完成測量原価報告書

| 科目 | 摘要 |
|---|---|
| Ⅰ人件費 | |
| 給料手当 | 役員（使用人兼務分のみ）、従業員その他（相談役、顧問等）に支払われる給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。） |

| | |
|---|---|
| 退職金 | 役員及び従業員に対する退職金（退職給付引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。） |
| 法定福利費 | 健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金 |
| 通勤費 | 従業員の通勤定期代及び自転車等による通勤者に対して支払われる費用 |
| 雑給 | 臨時雇用者等に支払われる賃金 |
| Ⅱ 外注費 | |
| 測量外注費 | 工種、工程別等の測量について、素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額 |
| 外注加工費 | 測量外注費以外の印刷製本、写真等支払額 |
| Ⅲ 材料費 | 測量のために直接購入した素材、半製品、製品等支払額及び材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。） |
| Ⅳ 経費 | |

| | |
|---|---|
| 福利厚生費 | 医療、慶弔見舞、貸与被服、慰安娯楽等厚生文化活動及び住宅、寮、保養所等の厚生施設に要する費用 |
| 旅費交通費 | 出張旅費（宿泊費、日当等を含む。） |
| 機械等経費 | 直接作業部門で使用する機械等に要する費用 |
| 車両費 | 直接作業部門で使用する自動車に要する費用 |
| 通信運搬費 | 郵便、電信、電話等の料金及び貨物の輸送に要する費用 |
| 消耗品費 | 事務用消耗品類の購入費 |
| 備品費 | 事務用備品類の購入費 |
| 図書費 | 図書、資料、地図、新聞雑誌等の購入費 |
| 地代家賃 | 土地、社屋、事務所、現場宿舎、倉庫等の借地・借家料 |
| 水道光熱費 | 電気、ガス、水道、重油等の費用 |
| 修繕維持費 | 建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等 |
| 保険料 | 火災保険その他の損害保険料 |

| | |
|---|---|
| 賃借料 | 資機材、船舶等の使用料及び借上料並びに電子計算機、電子式卓上計算機等の借上料 |
| 交際費 | 得意先等の接待費、慶弔季節見舞品代等 |
| 会議費 | 諸会議に要する費用 |
| 租税公課 | 事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料等の公課 |
| 運航関係費 | 空中写真撮影等に使用する航空機に要する費用 |
| 補償費 | 測量施工に伴う物件の毀損補償、瑕疵担保等に対する補償費 |
| 減価償却費 | 減価償却資産に対する償却額 |
| 雑費 | 他の経費科目のいずれにも属さない費用 |

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の三第三号の規定に基づき、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「、株主資本等変動計算書及び注記表」を「及び財務に関する事項を記載した一覧表」に改める。

第十四条第二項中「書類」を「財務に関する事項を記載した一覧表」に改める。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三（第十四条関係）　（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

# 財務事項一覧表

令和　　年　　月　　日現在

（単位：千円）

| | | |
|---|---|---|
| 貸借対照表 | Ⅰ 資産　合計 | |
| | 流動資産　合計 | |
| | 固定資産　合計 | |
| | 繰延資産　合計 | |
| | Ⅱ 負債　合計 | |
| | 流動負債　合計 | |
| | 固定負債　合計 | |
| | Ⅲ 純資産　合計 | |
| | 株主資本　合計 | |
| | 資本金 | |
| | 評価・換算差額等　合計 | |
| | 新株予約権　合計 | |
| 損益計算書 | Ⅰ 売上高　合計 | |
| | 完成測量高 | |
| | Ⅱ 売上原価　合計 | |
| | 完成測量原価 | |
| | 売上総利益（売上総損失） | |
| | Ⅲ 販売費及び一般管理費　合計 | |
| | 営業利益（営業損失） | |
| | Ⅳ 営業外収益　合計 | |
| | Ⅴ 営業外費用　合計 | |
| | 経常利益（経常損失） | |
| | Ⅵ 特別利益　合計 | |
| | Ⅶ 特別損失　合計 | |
| | 税引前当期純利益（税引前当期純損失） | |
| | 法人税等　合計 | |
| | 当期純利益（当期純損失） | |
| 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 | | |

記載要領

1　財務事項一覧表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産及び損益の状態を判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。

5　持分会社である場合においては、「株主資本　合計」とあるのは「社員資本　合計」として記載すること。

6　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法は、税抜方式及び税込方式のうち財務事項一覧表の作成に当たって採用したものを記載すること。

（用紙の寸法は、日本産業規格Ａ４とする。）

# 完成測量原価報告書

自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

（会社名）

千円

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ | 人件費 | | |
| | 給料手当 | ××× | |
| | 退職金 | ××× | |
| | 法定福利費 | ××× | |
| | 通勤費 | ××× | |
| | 雑　給 | ××× | |
| | 人件費計 | | ×××× |
| Ⅱ | 外注費 | | |
| | 測量外注費 | ××× | |
| | 外注加工費 | ××× | |
| | 外注費計 | | ×××× |
| Ⅲ | 材料費 | | ×××× |
| Ⅳ | 経　費 | | |
| | 福利厚生費 | ××× | |
| | 旅費交通費 | ××× | |
| | 機械等経費 | ××× | |
| | 車両費 | ××× | |
| | 通信運搬費 | ××× | |
| | 消耗品費 | ××× | |
| | 備品費 | ××× | |
| | 図書費 | ××× | |
| | 地代家賃 | ××× | |
| | 水道光熱費 | ××× | |
| | 修繕維持費 | ××× | |
| | 保険料 | ××× | |
| | 賃借料 | ××× | |
| | 交際費 | ××× | |
| | 会議費 | ××× | |
| | 租税公課 | ××× | |
| | 運航関係費 | ××× | |
| | 補償費 | ××× | |
| | 減価償却費 | ××× | |
| | 雑　費 | ××× | |
| | 経費計 | | ×××× |

| 完成測量原価 | ××××× |
| --- | --- |

記載要領

1　「雑費」に属する費用で経費の総額の10分の１を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第三百七十九号

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）別表第十三財務事項一覧表記載要領２及び完成測量原価報告書記載要領２の規定に基づき、測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（平成十九年国土交通省告示第二百十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月十八日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）別表第十三財務事項一覧表記載要領２及び完成測量原価報告書記載要領２の規定に基づき、勘定科目の分類を次のように定める。

財務事項一覧表

| 科目 | 摘要 |
|---|---|
| [貸借対照表] | |
| 資産 | |
| Ⅲ 純資本金 | 会社法（平成18年法律第86号）第445条第１項及び第２項、第447条並びに第450条の規定によるもの |
| [損益計算書] | |
| Ⅰ 売上高 | |
| 完成測量高 | 工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合においては一部が確定しないものについては、見積計上による請負高の全部又は一部（請負高）。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 |
| Ⅱ 売上原価 | |
| 完成測量原価 | 完成測量高として計上したものに対応する測量原価 |
| 売上総利益 | 売上高から売上原価を控除した額 |
| （売上総損失） | |

| | |
|---|---|
| Ⅲ 販売費及び一般管理費 | |
| 営業利益（営業損失） | 売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額 |
| Ⅴ 営業外費用 | |
| 経常利益（経常損失） | 営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額 |
| Ⅶ 特別損失 | |
| 税引前当期純利益（税引前当期純損失） | 経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額 |
| 法人税等合計 | 次の法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を加減した額 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額並びに還付税額 |
| 法人税等調整額税 | 税効果会計の適用により計上される当該事業年度にかかる法人税、住民税及び事業税の調整額 |
| 当期純利益（当期純損失） | 税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税等合計を控除した額 |

完成測量原価報告書

| 科目 | 摘要 |
|---|---|
| Ⅰ 人件費 | |
| 給料手当 | 役員（使用人兼務分のみ）、従業員その他（相談役、顧問等）に支払われる給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。） |
| 退職金 | 役員及び従業員に対する退職金（退職給付引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。） |
| 法定福利費 | 健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金 |
| 通勤費 | 従業員の通勤定期代及び自転車等による通勤者に対して支払われる費用 |
| 雑給 | 臨時雇用者等に支払われる賃金 |
| Ⅱ 外注費 | |
| 測量外注費 | 工種、工程別等の測量について、素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額 |
| 外注加工費 | 測量外注費以外の印刷製本、写真等支払額 |
| Ⅲ 材料費 | 測量のために直接購入した素材、半製品、製品等支払額及び材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。） |
| Ⅳ 経費 | |
| 福利厚生費 | 医療、慶弔見舞、貸与被服、慰安娯楽等厚生文化活動及び住宅、寮、保養所等の厚生施設に要する費用 |
| 旅費交通費 | 出張旅費（宿泊費、日当等を含む。） |
| 機械等経費 | 直接作業部門で使用する機械等に要する費用 |
| 車両費 | 直接作業部門で使用する自動車に要する費用 |
| 通信運搬費 | 郵便、電信、電話等の料金及び貨物の輸送に要する費用 |
| 消耗品費 | 事務用消耗品類の購入費 |
| 備品費 | 事務用備品類の購入費 |
| 図書費 | 図書、資料、地図、新聞雑誌等の購入費 |
| 地代家賃 | 土地、社屋、事務所、現場宿舎、倉庫等の借地・借家料 |
| 水道光熱費 | 電気、ガス、水道、重油等の費用 |
| 修繕維持費 | 建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等 |
| 保険料 | 火災保険その他の損害保険料 |
| 賃借料 | 資機材、船舶等の使用料及び借上料並びに電子計算機、電子式卓上計算機等の借上料 |
| 交際費 | 得意先等の接待費、慶弔季節見舞品代等 |
| 会議費 | 諸会議に要する費用 |
| 租税公課 | 事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料等の公課 |
| 運航関係費 | 空中写真撮影等に使用する航空機に要する費用 |
| 補償費 | 測量施工に伴う物件の毀損補償、瑕疵（かし）担保等に対する補償費 |
| 減価償却費 | 減価償却資産に対する償却額 |
| 雑費 | 他の経費科目のいずれにも属さない費用 |

附則

（施行期日）

1　この告示は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。